



FAIR CONSULTING
GROUP

FAIR CONSULTING GROUP

WWW.FAIRCONGRP.COM



JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka
CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing, Guangzhou
HONG KONG - Hong Kong
VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh
SINGAPORE - Singapore
INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore
TAIWAN - Taipei
INDONESIA - Jakarta
THAILAND - Bangkok
MALAYSIA - Kuala Lumpur
PHILIPPINES - Manila
MEXICO - Leon
AUSTRALIA - Melbourne
GERMANY - Munich, Düsseldorf
USA - New York, Los Angeles
ISRAEL - Tel Aviv
NEW ZEALAND - Auckland

貴社のリスクはこれだ！ ～移転価格リスクアセスメントの実務～

税理士法人フェアコンサルティング
Fair Consulting Tax Pte. Ltd

本日のアジェンダ



1. 移転価格リスクアセスメント概要

- ・ 移転価格とは
- ・ 移転価格を理解するうえで重要な3つのポイント
- ・ 機能・リスク、技術・ノウハウ等の無形資産
- ・ 移転価格税制上適正な価格/利益水準とは
- ・ 移転価格リスクアセスメントとは
- ・ リスクアセスメント実施におけるポイント

2. データ・文書からわかる移転価格リスク

- ・ 主なチェックポイント：データ・文書
- ・ 移転価格リスクの抽出：財務データ
- ・ 移転価格リスクの抽出：文書
- ・ 参考資料：移転価格文書化

3. 取引別論点からわかる移転価格リスク

- ・ 主なチェックポイント：国外関連取引
- ・ 移転価格リスクの抽出：役務提供取引
- ・ 移転価格リスクの抽出：無形資産取引
- ・ 移転価格リスクの抽出：貸付・債務保証
- ・ 参考資料：グループ内役務提供
- ・ 参考資料：グループ内金融

4. 所在国からわかる移転価格リスク

- ・ 主なチェックポイント：所在国
- ・ 移転価格リスクの抽出：所在国別論点 - 移転価格分析
- ・ 移転価格リスクの抽出：所在国別論点 - 価格調整金
- ・ 移転価格リスクの抽出：所在国別論点 - その他

5. まとめ

6. 移転価格専門家のご紹介

- ・ 移転価格専門家のご紹介（国内）
- ・ 移転価格専門家のご紹介（国内・アドバイザー）
- ・ 移転価格専門家のご紹介（海外）

7. フェアコンサルティンググループの紹介

- ・ フェアコンサルティンググループ(FCG)概要
- ・ FCGの特徴
- ・ FCGのソリューション
- ・ 税理士法人フェアコンサルティングの強み
- ・ 免責事項

1. 移転価格 リスクアセスメント概要

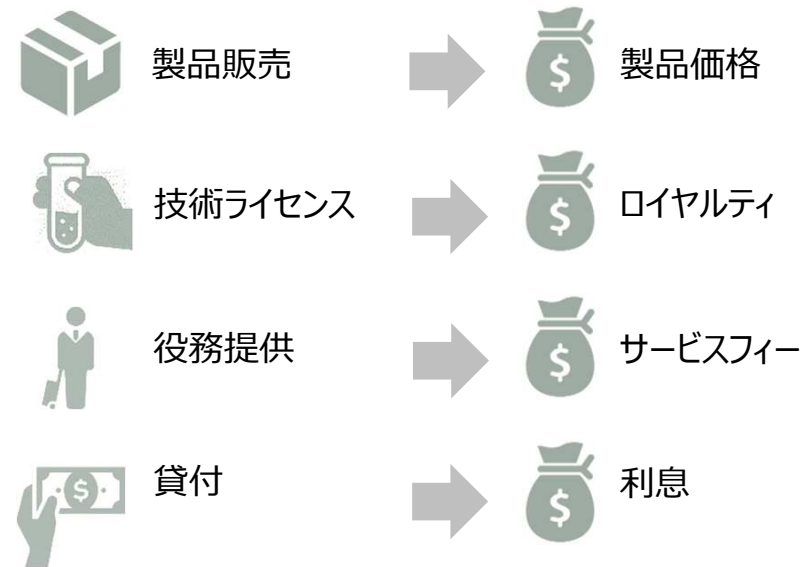
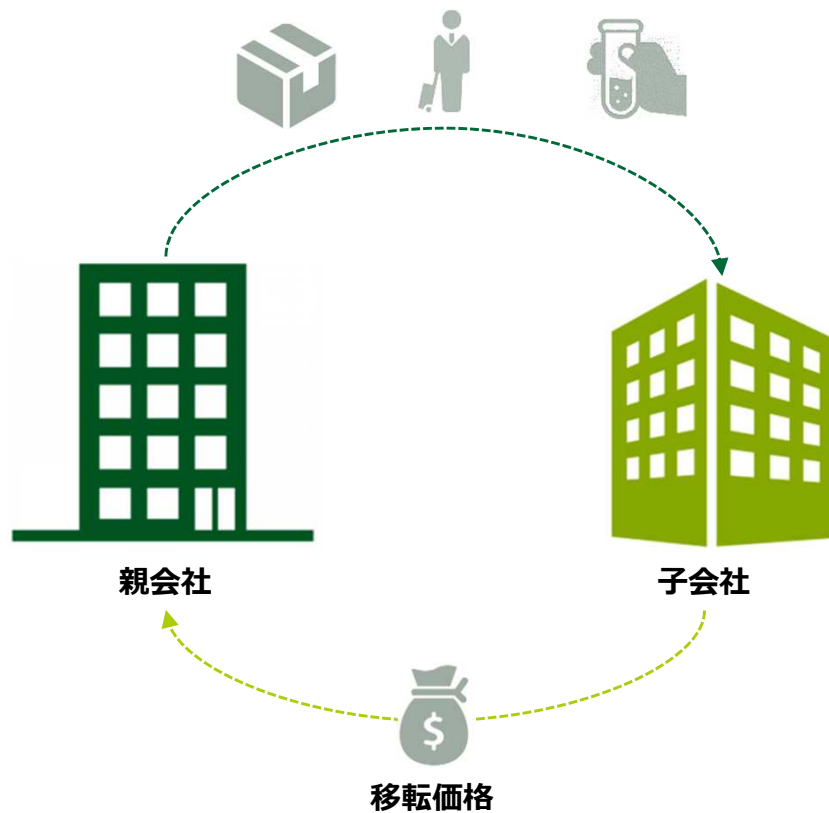
- 移転価格とは
- 移転価格を理解するうえで重要な3つのポイント
- 機能・リスク、技術・ノウハウ等の無形資産
- 移転価格税制上適正な価格/利益水準とは
- 移転価格リスクアセスメントとは
- リスクアセスメント実施におけるポイント

移転価格とは

移転価格とは、移転価格税制上の「関連者」との間で設定される取引価格のことを言います

- **持株比率**：発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有する/される
- **実質支配**：役員の派遣（過半数）、取引や資金への依存 等

配当は含まれません



移転価格を理解するうえで重要な3つのポイント

機能・リスク、無形資産、価格/利益水準の妥当性が重要な3つのポイントになります



果たす機能・負担するリスク

どの会社がどのような機能を果たし、リスクを負担しコントロールしているか



経営判断
意思決定



調達



研究開発



販売



営業
マーケティング



製造



品質管理



在庫管理



無形資産の保有・使用状況

誰が創造して保有する無形資産を誰が使用しているか



技術



ノウハウ



販売網



デザイン



独立企業間価格（第三者価格/適正利益率）

取引価格/利益率が第三者価格/第三者の利益水準から乖離がないか



価格



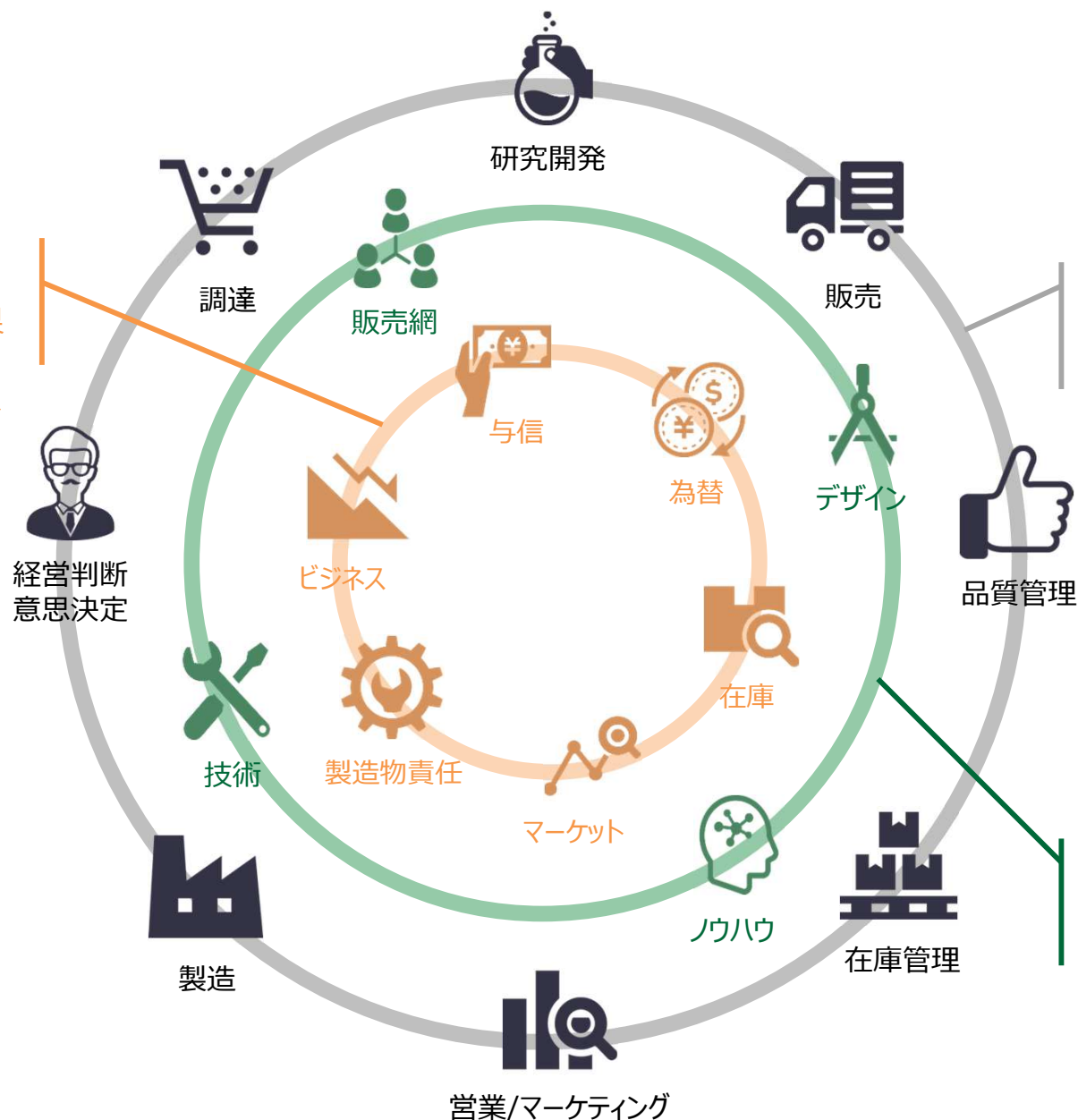
利益率

機能・リスク、技術・ノウハウ等の無形資産 (1/2)

果たす機能、コントロールするリスク、使用する無形資産に応じた適正利益が配分されることになります

リスク

- ✓ リスクを「負担する」ということは、リスクをコントロールできる機能を同時に果たすことが必要
- ✓ 機能もなくリスクのみを負担することはできない



機能

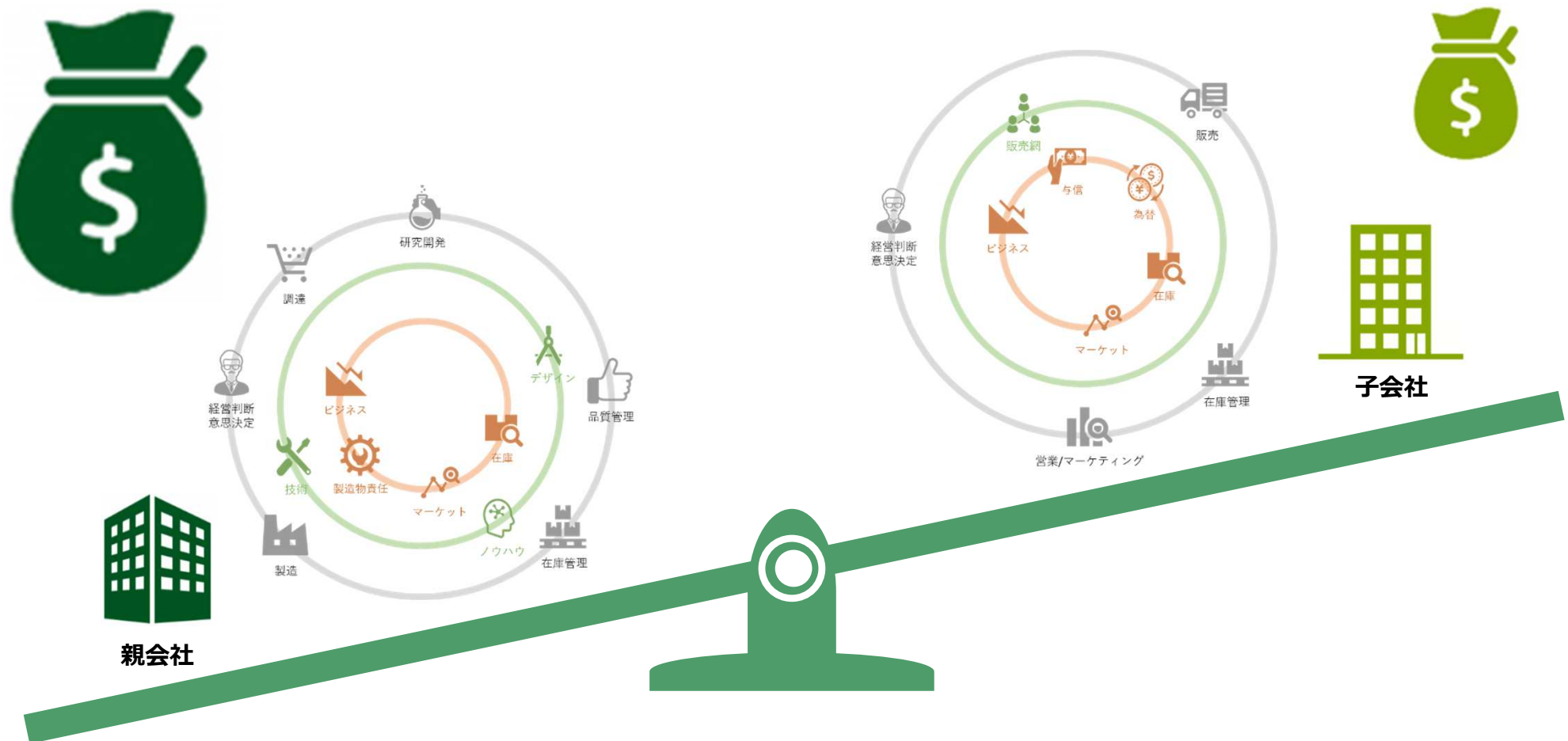
- ✓ 機能が「ある」だけではなく、機能を「果たす」実体が必要。費用を負担するだけでは、機能を「果たす」ことにはならない
- ✓ 単に機能が「ある」だけでは利益をつけることはできない

無形資産

- ✓ 取引に使用する無形資産は何か
- ✓ 取引においてどう貢献しているか
- ✓ 誰が無形資産を開発（改良）・使用し、価値の維持・保護を実施しているか

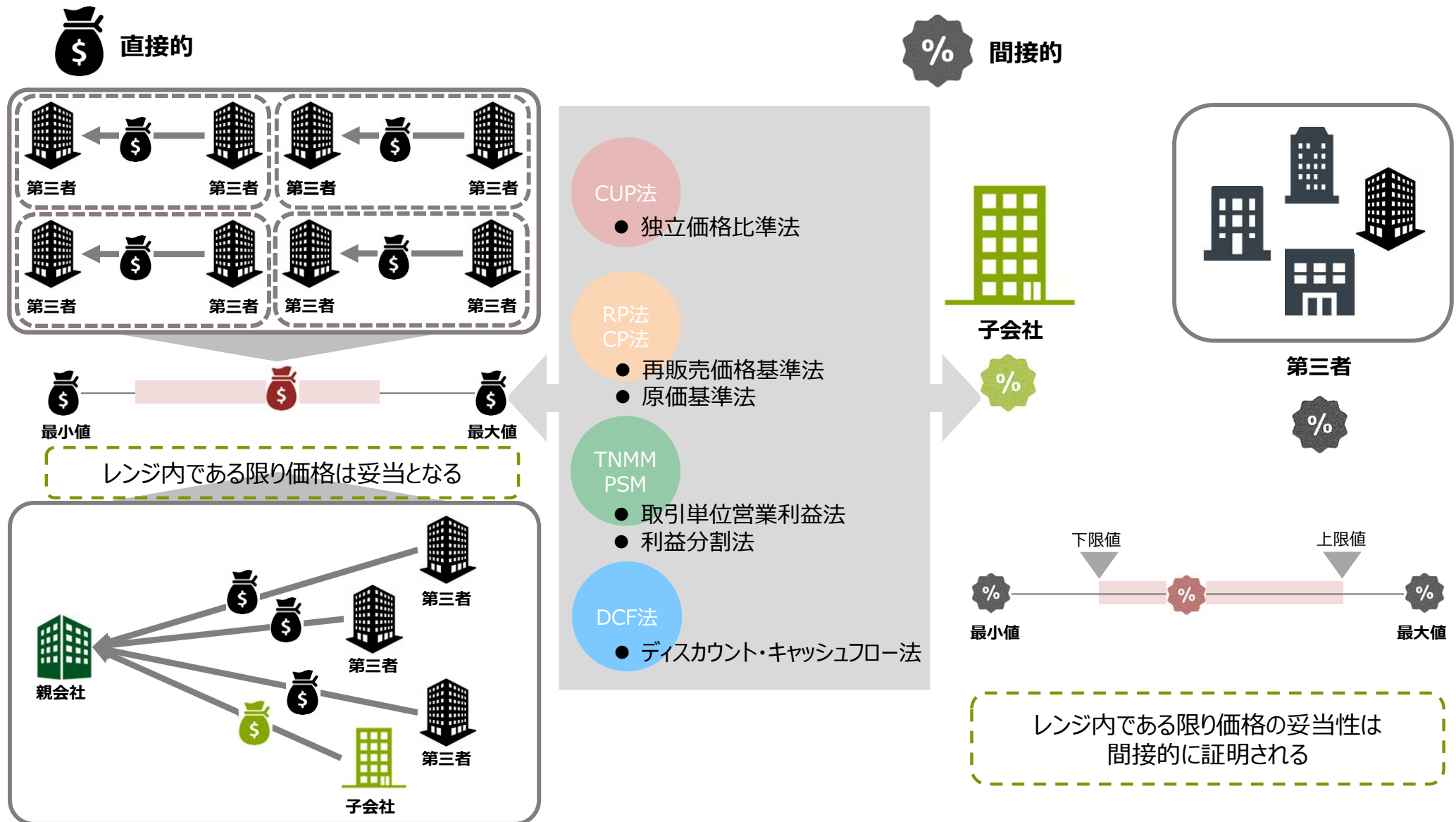
機能・リスク、技術・ノウハウ等の無形資産 (2/2)

果たす機能、コントロールするリスク、使用する無形資産に応じた適正利益が配分されることになります



移転価格税制上適正な価格/利益水準とは

適正価格や利益率は1つではなく、通常価格幅・利益幅（レンジ）を算出します



移転価格リスクアセスメントとは

定性・定量的に潜在的移転価格課税リスクを洗い出し、リスク低減のための対応につなげます

リスクアセスメント



- 財務データ・関連者間取引データの分析
- 機能・リスク分析
- 作成済移転価格文書・ポリシーのレビュー
- ベンチマーク分析
- 潜在的移転価格課税額の算出
- 対応案の検討 など



移転価格ポリシー構築・導入・運用

認識された移転価格リスクに対して、将来年度のリスク低減のためにグループの移転価格ポリシーを構築し、導入・運用する。



移転価格文書化

国外関連者側でローカルファイルの同時文書化義務が生じており、作成が必要。

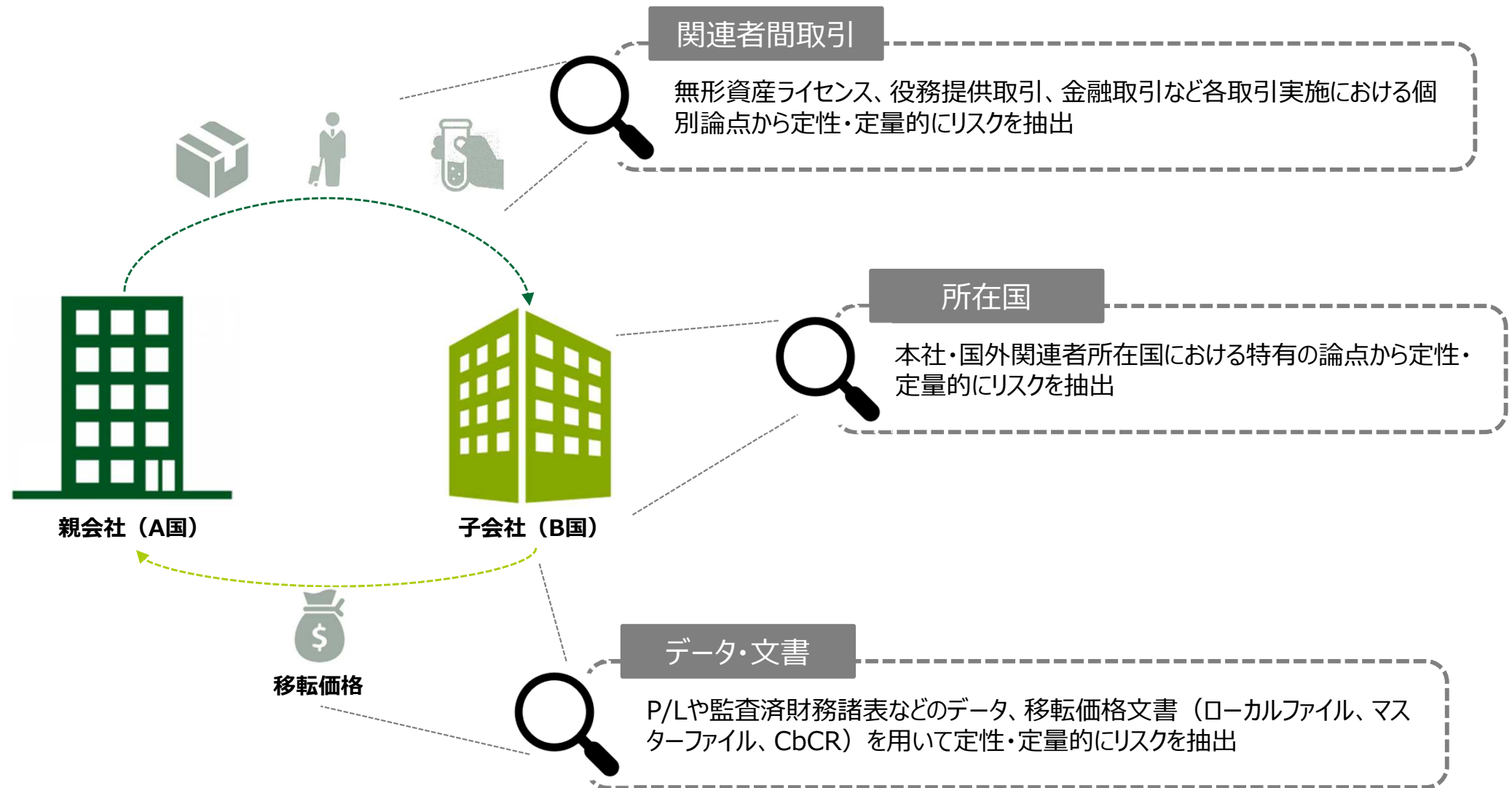


APA（事前確認）

潜在的移転価格課税額が巨額であるため、将来年度の課税リスク排除のためAPAを申し立てる（過去数年にも遡及適用）。

リスクアセスメント実施におけるポイント

主に「取引」「所在国」「データ・文書」の3点からリスクを判定します

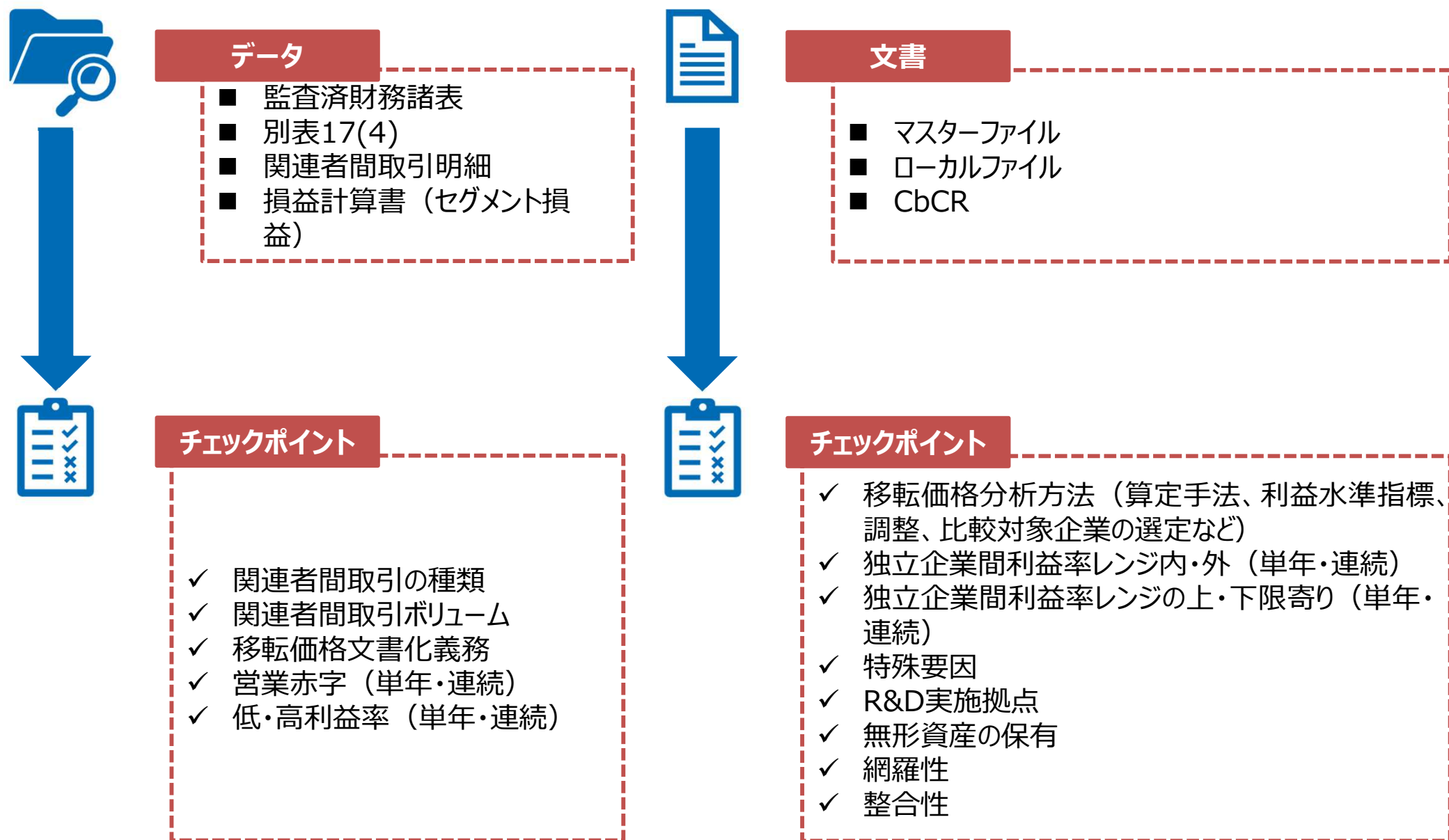


2. データ・文書からわかる 移転価格リスク

- 主なチェックポイント：データ・文書
- 移転価格リスクの抽出：財務データ
- 移転価格リスクの抽出：文書
- 参考資料：移転価格文書化

主なチェックポイント：データ・文書

財務データや作成済移転価格文書などからリスクを抽出します



移転価格リスクの抽出：財務データ（１）

財務データから主に利益水準、関連者間取引相手、関連者間取引の規模や種類を把握します



データ

- Audit report
- 別表17(4)
- 関連者間取引明細



- ✓ 関連者間取引の種類
- ✓ 関連者間取引ボリューム
- ✓ 移転価格文書化義務



□ どの拠点とどのような取引をどの程度実施しているのか、リスクアセスメントに必要な基本情報を収集：

- ✓ 関連者間取引発生の有無（関連者間取引が発生していない場合、そもそも移転価格課税リスクは発生しない）
- ✓ 関連者間取引の種類や規模
- ✓ 関連者間取引の相手

移転価格文書、取引別論点、所在国別論点によるリスク判定の情報収集が目的

取引の種類や規模、相手国のみではリスクの判断はできない

文書

取引別論点

所在国別論点

□ 文書化義務が生じていないかを確認：

- ✓ ローカルファイル作成義務を確認（総収入・取引規模など）



ローカルファイル作成義務が生じているのに関わらず作成されていない場合はペナルティが課される可能性あり。推定課税にも注意

- ✓ ローカルファイルファイルを税務当局の要請から〇〇日以内に提出できない場合、税務申告期限までに作成されていない場合などペナルティが課されるリスクがある
- ✓ 未作成・提出できない場合、更正処分において、サーチャージ（更正所得額 × ペナルティ率）が発生する可能性がある

移転価格リスクの抽出：財務データ（２）

財務データから主に利益水準、関連者間取引相手、関連者間取引の規模や種類を把握します



データ

- 損益計算書
- セグメント損益



- ✓ 営業赤字（単年・連続）
- ✓ 低・高利益率（単年・連続）



□ 赤字・低/高利益率となっている拠点の有無を確認：

- ✓ 移転価格分析において用いられる営業利益率（主に売上高営業利益率・総費用営業利益率）を確認（売上に含まれる配当、Other income/expensesの調整が必要になる場合がある）
- ✓ 赤字・低/高利益率の国外関連者を特定
- ✓ 単年で赤字・低/高利益率なのか、何期か連続で赤字・低/高利益率なのかを確認



単年・連続に関わらず、国外関連者が赤字・低/高利益率となっている場合は、関連者間取引価格の設定が誤っている可能性がある

- ✓ 移転価格税制における所得配分は機能とリスクに見合う必要があるため、取引において果たす機能、負担するリスクが限定的な会社が赤字、低利益率となっている場合（急激な利益率の低下を含む）においては、自国の税務調査での課税リスクが高いと考えられ、一方高利益率となっている場合においては、取引相手国における税務調査での課税リスクが高いと考えられる
- ✓ リスク判定には、移転価格文書、取引別論点、所在国別論点などの確認が必要

文書

取引別論点

所在国別論点

移転価格リスクの抽出：文書（１）

移転価格文書から主に機能・リスク、関連者間取引概要、分析結果、移転価格ポリシーなどを把握します



文書

- マスターファイル（MF）
- CbCR



- ✓ R&D実施拠点
- ✓ 移転価格ポリシー
- ✓ キャラクタライゼーション
- ✓ 機能・リスク
- ✓ 網羅性・整合性



□ グループや取引の概要、移転価格ポリシーに係る情報など、リスクアセスメントに必要な基本情報を収集：

- ✓ グループ各社の機能・リスクやキャラクタライゼーションを把握
- ✓ 本社以外のR&D拠点と実施内容を把握
- ✓ 無形資産の保有者、使用者を特定
- ✓ 移転価格ポリシーを確認
- ✓ 記載項目の網羅性を確認

□ 他ファイルとの整合性を確認：

- ✓ ローカルファイルや財務データとの整合性を確認



記載漏れや他ファイルの内容と整合していない場合においてはペナルティーが課される可能性あり

以下のケースにおいて、作成不備とみなされることによるペナルティーが課される可能性がある

- ✓ MF/CbCRに記載の機能・リスクと実態の不整合
- ✓ MFに記載の関連者間取引内容と実態の不整合
- ✓ MFに記載の移転価格ポリシーと実態の不整合
- ✓ MFに記載の無形資産開発者、保有者、使用者と実態の不整合
- ✓ ローカルファイル記載内容との不整合
- ✓ 記載項目/内容の欠落

Master File
Financial Year Ended 2020x

国別別報告書 Country-by-Country Report										
表 1 居住地等による収入分配、納付税額等の分配及び事業活動の概要 Table 1. Overview of allocation of income, taxes and business activities by jurisdiction										
居住地等 Jurisdiction	法人活動額 Revenue		税引後利益 税引後利益 Profit (After Tax) 税引後利益 Profit (After Tax)		法人活動額 Revenue 法人活動額 Revenue 法人活動額 Revenue	法人活動額 Revenue 法人活動額 Revenue 法人活動額 Revenue		法人活動額 Revenue 法人活動額 Revenue 法人活動額 Revenue		法人活動額 Revenue 法人活動額 Revenue 法人活動額 Revenue
	法人活動額 Revenue	法人活動額 Revenue	法人活動額 Revenue	法人活動額 Revenue		法人活動額 Revenue	法人活動額 Revenue	法人活動額 Revenue	法人活動額 Revenue	

移転価格リスクの抽出：文書（２）

移転価格文書から主に機能・リスク、関連者間取引概要、分析結果、移転価格ポリシーなどを把握します



文書

ローカルファイル

- ✓ 商流・取引概要
- ✓ 機能・リスク
- ✓ キャラクタライゼーション
- ✓ 移転価格分析方法・結果
- ✓ 特殊要因
- ✓ 網羅性・整合性

関連者間取引の検証方法と結果を確認：

- ✓ 商流、関連者間取引概要、機能・リスク、キャラクタライゼーション、移転価格分析方法と結果を確認
- ✓ 特殊要因分析が含まれる場合はその合理性や妥当性を確認
- ✓ 記載項目の網羅性を確認

他ファイルとの整合性を確認：

- ✓ マスターファイル・CbCRや財務データとの整合性を確認



実績値がレンジの下限値を下回る場合は所在国において、上限値を上回る場合は相手国において移転価格課税リスクあり

以下のケースにおいて、移転価格課税リスクが生じる可能性がある

- ✓ 機能・リスクが限定的な会社の実績が赤字、レンジの下限値を下回る場合
- ✓ 機能・リスクが限定的な会社の実績がレンジの上限値を上回る場合
- ✓ 移転価格算定手法、利益水準指標の選定が機能・リスク分析と整合していない
- ✓ 産業分析と分析結果が整合しない
- ✓ 赤字、レンジから外れる場合の特殊要因分析が実施されていない / 実施されていても特殊性の説明が不十分
- ✓ 記載内容と実態との不整合
- ✓ 記載項目/内容の欠落



記載漏れや他ファイルとの内容と整合していない場合はペナルティーが課される可能性あり

- ✓ MF/CbCR記載内容との不整合

MF/LF

マスターファイル (事業概況報告事項)

組織の体系

法的及び所有関係のストラクチャーと事業体の所在地を示した図

多国籍企業の事業概要

売上順に主要な5つ、およびグループ売上高の5%以上を占める製品および役務提供のサプライチェーンの説明、重要な役務提供契約、主要な製品および役務提供の主要な地理的マーケット、機能分析、事業再編取引、事業買収、事業売却の説明 など

多国籍企業の無形資産

無形資産の包括的戦略の説明、重要な無形資産および所有事業体のリスト、重要な関連者間契約リスト、移転価格ポリシーの説明、無形資産の重要な持分の譲渡に関する説明など

多国籍企業グループ内金融活動

グループの資金調達方法の説明、企業グループ内で主要な金融機能を果たす企業の特定、金融取極めにかかるグループ内の一般的な移転価格ポリシーの説明など

多国籍企業の財務状態と納税状況

グループの連結財務諸表、グループ内の既存ユニラテラルAPAや事前ルーリングの概要など

対象事業体

経営ストラクチャー、組織図および対象事業体の経営報告先となる者および当該者の主要事業所の所在国に係る説明、対象事業体の関与または影響のあった事業再編取引や無形資産譲渡、取引の説明、主要な競合他社など

関連者間取引

重要な各関連者間取引と取引背景の説明・金額、関連者の機能・リスク、最適な移転価格算定方法及びその算定方法を選択した理由の説明、利益水準指標に関する情報（比較対象取引の選定方法及び情報ソースに関する説明を含む）、結論など

財務情報

監査済財務諸表、切出損益、分析で使用された比較対象取引の関連財務データの概要とその情報ソースなど

ローカルファイル (独立企業間価格を算定 するために必要と認め られる書類)

表1. 居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要

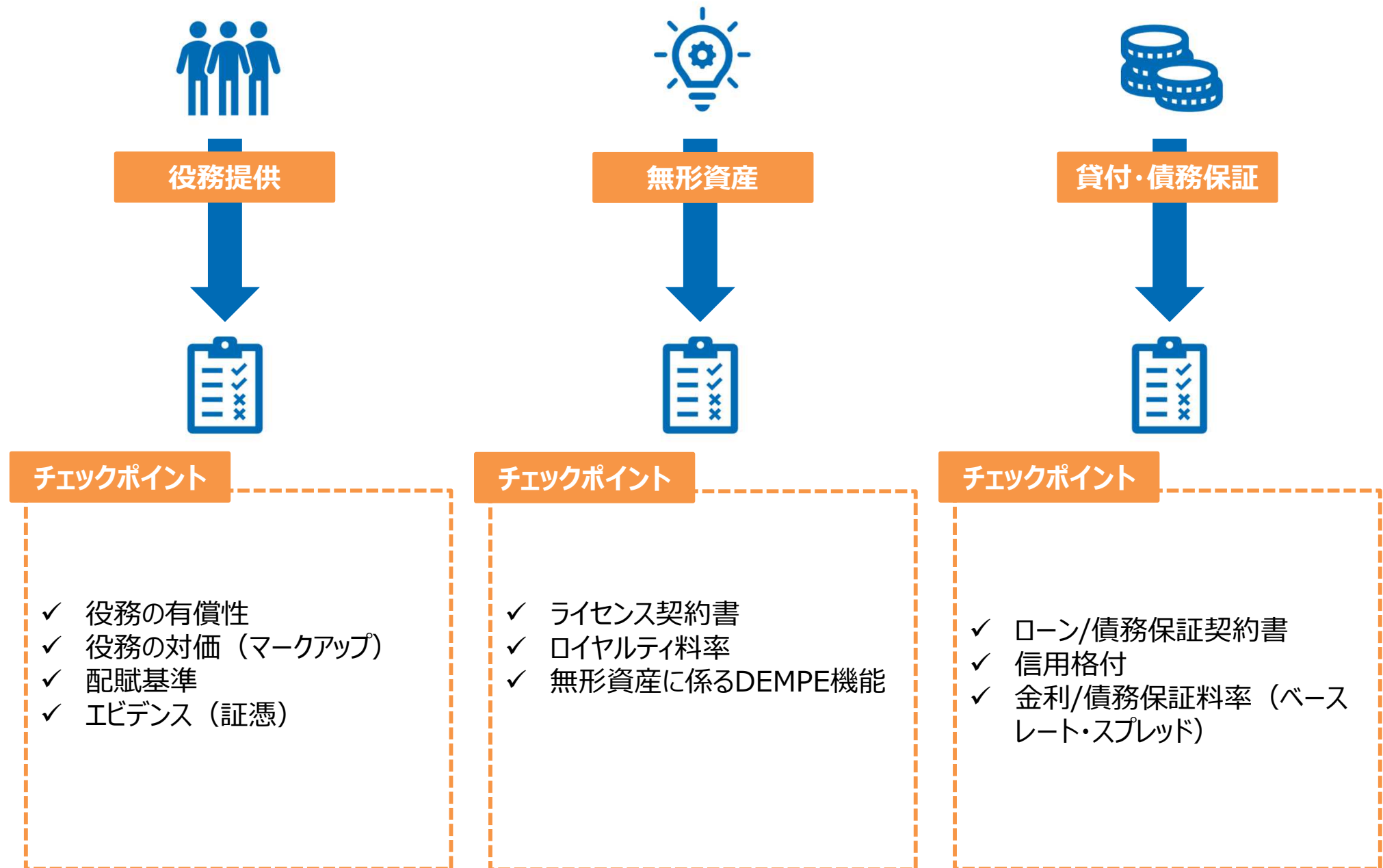
表2. 居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧

3. 取引別論点からわかる 移転価格リスク

- 主なチェックポイント：国外関連取引
- 移転価格リスクの抽出：役務提供取引
- 移転価格リスクの抽出：無形資産取引
- 移転価格リスクの抽出：貸付・債務保証
- 参考資料：グループ内役務提供
- 参考資料：グループ内金融

主なチェックポイント：国外関連取引

取引別の論点からリスクを抽出します



移転価格リスクの抽出：役務提供取引

主に役務の有償性、対価、エビデンスなどから移転価格リスクを把握します



役務提供

- ✓ 役務の有償性
- ✓ 役務の対価（マークアップ）
- ✓ 配賦基準
- ✓ エビデンス（証憑）



□ 有償性の判定：

- ✓ 経済的又は商業的価値を有する活動であるかの確認（役務が提供されない場合、自社で実施する必要があるか / 通常第三者間で対価が生じる役務か）
- ✓ 株主活動・重複活動に該当しないかの確認



有償性の有無判定に基づかない役務提供対価回収においては移転価格課税リスクあり

- ✓ 有償性の無い役務を提供し対価を回収している場合は、対価支払国側における移転価格課税リスクが生じる
- ✓ 有償性のある役務を提供し対価が未回収の場合は、役務提供国側における移転価格課税リスクが生じる

□ 対価設定の妥当性：

- ✓ 役務提供に係る総費用＋マークアップであるかを確認
- ✓ マークアップ率の確認（低付加価値は5%）
- ✓ 役務提供費用が何らかの基準で配賦されている場合における妥当性の確認



コストプラスでの対価設定となっていない場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ 役務提供に係る総費用がコストベースとなっていない場合は、支払国側/役務提供国側における移転価格課税リスクが生じる
- ✓ ベンチマーク分析に基づかないマークアップ設定においては、支払国側/役務提供国側における移転価格課税リスクが生じる（低付加価値役務は5%マークアップ）
- ✓ 配賦方法が適切な基準に基づかない場合、支払国側における移転価格課税リスクが生じる

□ エビデンスの確認：

- ✓ 役務提供の証憑となるエビデンスの有無や内容を確認



エビデンスがない場合は支払国側における移転価格課税リスクあり

- ✓ 証憑がない場合においては、支払国側における移転価格課税リスクが生じる（特にマネジメントフィーは注意）

移転価格リスクの抽出：無形資産取引

主にライセンス契約書、ロイヤルティ料率、無形資産に係るDEMPE機能実態などから移転価格リスクを把握します



無形資産

- ✓ ライセンス契約書
- ✓ ロイヤルティ料率
- ✓ 無形資産に係るDEMPE機能

*これらの他、無形資産の譲渡における譲渡価格、評価困難な無形資産に該当する場合の譲渡後の再評価などの論点があります。

□ ライセンス契約書：

- ✓ ライセンス対象の無形資産や範囲を確認
- ✓ 技術支援が含まれるかを確認（対価はロイヤルティに含まれるか、別途請求か）
- ✓ ライセンス期間を確認



ライセンス対象の無形資産やその範囲が曖昧、長期間のライセンスとなっている場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ 5年以上など長期間に亘る技術ライセンスは、技術の陳腐化を理由に、支払国側でロイヤルティの損金性が否認されるリスクが生じる
- ✓ ライセンス対象となる無形資産の定義・範囲が曖昧であり、いくつかライセンス契約が存在する場合、本来は一つの契約であるとされ、支払国側でロイヤルティの損金性が否認されるリスクが生じる
- ✓ 別途技術支援料が支払われる場合は、当該対価はロイヤルティに含まれるとされ、支払国側で技術支援料の損金性を否認されるリスクが生じる



ロイヤルティ料率設定根拠が乏しい場合は移転価格課税リスク増

- ✓ ロイヤルティ料率の設定根拠がなく、特にロイヤルティ支払側が赤字、低/高利益率となっている場合は、ロイヤルティ支払国側/受取国側における移転価格課税リスクが生じる
- ✓ ロイヤルティ料率の引き下げが実施されており、その根拠がない、若しくは曖昧である場合は、引き下げ後の料率が本来の適正料率とされ、支払国側における移転価格課税リスクが生じる

□ ロイヤルティ料率：

- ✓ 料率設定根拠を確認
- ✓ 料率変更の経緯を確認

□ 無形資産に係るDEMPE機能：

- ✓ 無形資産取引における各社のDEMPE機能を確認



DEMPE機能実体のないライセンス取引は移転価格課税リスクあり

- ✓ 無形資産の開発・改良・維持・保護・使用に係る機能・リスクが認められない場合は、高/低利益率、赤字や無形資産取引が認められない可能性がある

移転価格リスクの抽出：貸付・債務保証

主にローン/債務保証契約書、信用格付、金利/債務保証料率などから移転価格リスクを把握します



貸付・債務保証

□ ローン/債務保証契約書：

リスクアセスメントに必要な以下の情報を収集

- ✓ ローン/債務保証の対象となる借入の通貨
- ✓ 元本
- ✓ 借入日・満期日
- ✓ 金利/債務保証料
- ✓ 担保の有無
- ✓ ロールオーバーの有無

リスク判定の情報収集が目的

契約書に記載の情報のみではリスクの判断はできない

取引別論点

- ✓ ローン/債務保証契約書
- ✓ 信用格付
- ✓ 金利/債務保証料率（ベースレート・スプレッド）



□ 信用格付、金利・債務保証料率：

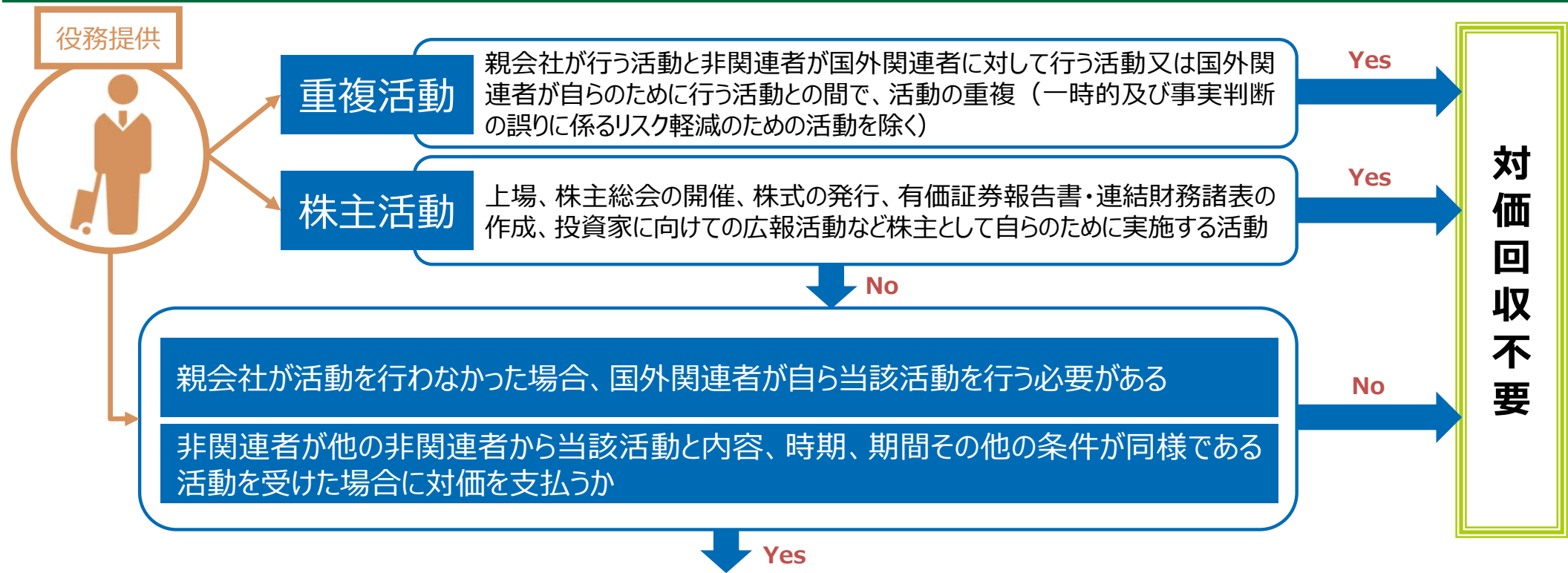
- ✓ 親会社の信用格付を確認
- ✓ 借手の信用格付を確認
- ✓ 金利・保証料率を確認



信用格付に基づき金利・保証料率が設定されていない場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ ローン金利がベースレート（TIBOR/LIBOR etc+スプレッド（デフォルト率）で設定されていない場合は貸手側/借手側における移転価格課税リスクが生じる（銀行からの見積もり=バンカビリティオピニオンを基に金利が設定されている場合を含む）
- ✓ 債務保証料率がスプレッド差で設定されていない場合は貸手側/借手側における移転価格リスクが生じる（保証者・被保証者に格付差がない場合を除く）
- ✓ ローンや債務保証が発生しているにもかかわらず、金利や債務保証料の支払/受取がない場合は、移転価格リスクが生じる

参考資料：グループ内役務提供（1）



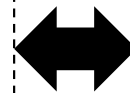
国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有する=役務提供対価回収が必要

役務（例）

- ・ 研究開発サービス
- ・ 製造及び生産サービス
- ・ 製造又は生産過程で使用する原材料又はその他の材料に関する購入活動
- ・ 販売、マーケティング及び流通活動
- ・ 金融取引
- ・ 天然資源の採掘、探鉱又は加工
- ・ 保険及び再保険
- ・ 経営幹部層が提供する役務

低付加価値役務（例）

- ・ 会計、監査、税務
- ・ 売掛金及び買掛金の処理及び管理
- ・ 採用・配置、研修、給与関連等の人事業務
- ・ ITサービス
- ・ 広報
- ・ 法務



参考資料：グループ内役務提供（２）



低付加価値役務

移転価格事務運営要領 3-11(1)

- イ 当該役務提供が支援的な性質のものであり、当該法人及び国外関連者が属する企業グループの中核的事業活動に直接関連しないこと
- ロ 当該役務提供において、当該法人又は国外関連者が保有し、又は他の者から使用許諾を受けた無形資産を使用していないこと
- ハ 当該役務提供において、当該役務提供を行う当該法人又は国外関連者が、重要なリスクの引受け若しくは管理又は創出を行っていないこと
- ニ 当該役務提供の内容が次に掲げる業務のいずれにも該当しないこと
 - (イ) 研究開発
 - (ロ) 製造、販売、原材料の購入、物流又はマーケティング
 - (ハ) 金融、保険又は再保険
 - (二) 天然資源の採掘、探査又は加工
- ホ 当該役務提供と同種の内容の役務提供が非関連者との間で行われていないこと

BMなし
5%でOK

付随的役務

役務提供を主たる事業としていない親会社又は国外関連者が、本来の業務に付随して又はこれに関連して行った役務提供（海外子会社から製品を輸入している親会社が当該海外子会社の製造設備に対して行う技術指導 等）

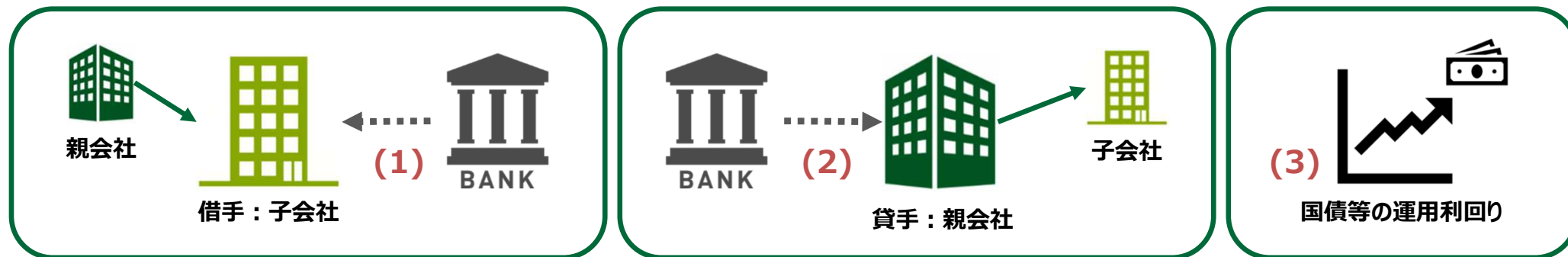
移転価格事務運営要領 3-11(2)

1. 当該役務提供に要した費用の額が、当該法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の総額の相当部分を占める場合、
2. 当該法人又は国外関連者が当該役務提供を行う際に無形資産を使用した場合、及び
3. その他当該役務提供の総原価の額を当該役務提供の対価の額とすることが相当ではないと認められる場合 を除く

調査官は、
総原価の額
でもOK !!

BM必要

参考資料：グループ内金融



移転価格事務運営要領 3-8

法人及び国外関連者が共に業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、当該法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れについて調査を行うときは、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討する。

- (1) 国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- (2) 国外関連取引の貸手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- (3) 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率



OECD金融移転価格ガイドラインに基づく一般的な親子ローン金利の考え方

リスクフリーレート+スプレッド(借手のデフォルト率)

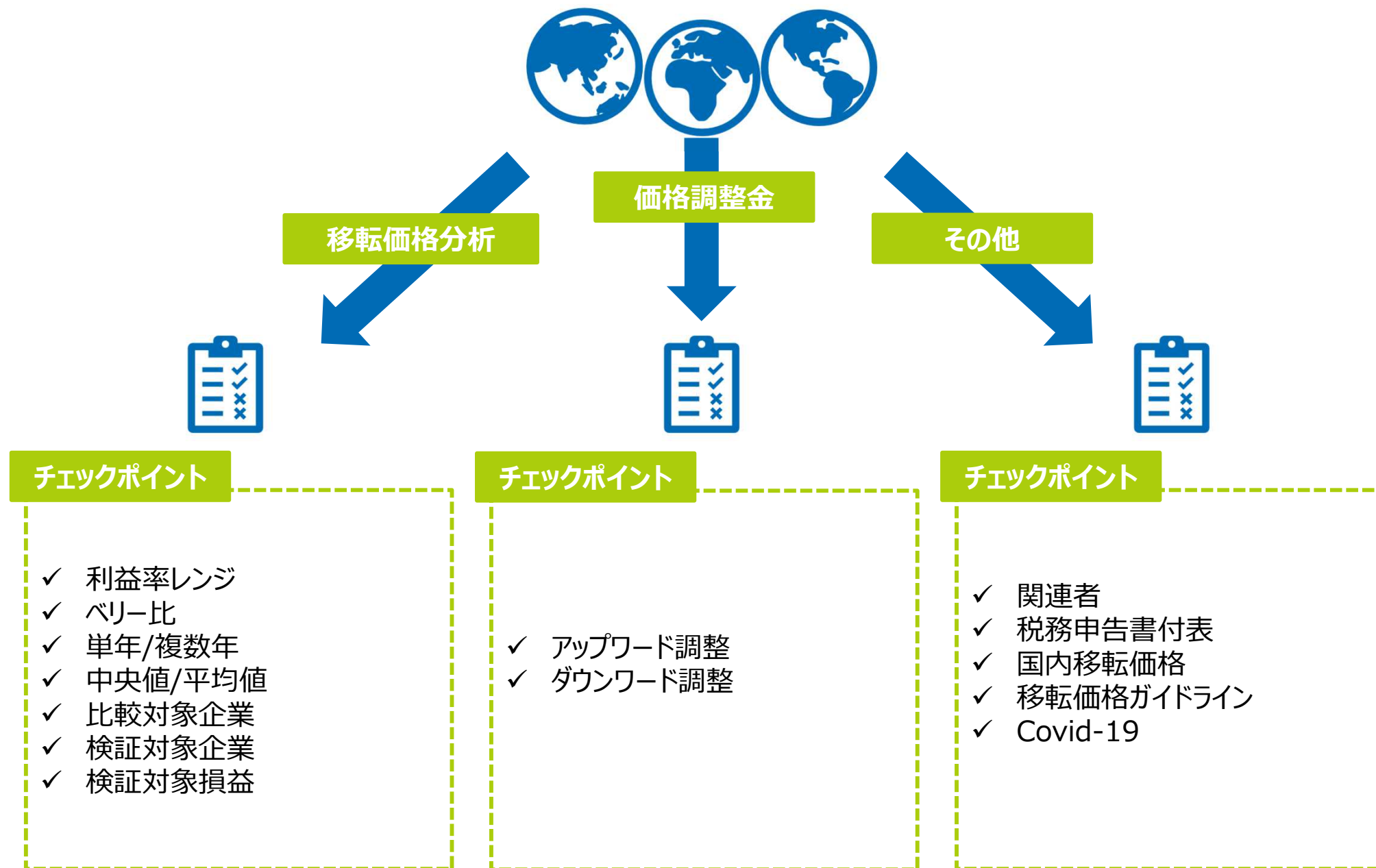
- リスクフリーレートは、実務ではTIBOR、LIBORなどのインターバンクレート(貸付期間12か月以下)又はスワップレート(貸付期間1年超)を指す
- スプレッドは、貸手、ではなく、**借手**の信用力を考慮して設定(借手の信用格付けを推定。現金を貸すので、貸手の信用力は金利に影響しない)
- 銀行などからの見積もり(バンカビリティオピニオン)については、実際の取引ではないということで、比較可能性の考え方からは乖離している

4. 所在国からわかる移転 価格リスク

- 主なチェックポイント：所在国
- 移転価格リスクの抽出：
所在国別論点 - 移転価格分析
- 移転価格リスクの抽出：
所在国別論点 - 価格調整金
- 移転価格リスクの抽出：
所在国別論点 - その他

主なチェックポイント：所在国

所在国特有の論点からリスクを抽出します



移転価格リスクの抽出：所在国別論点 - 移転価格分析（1）

所在国特有の移転価格分析における論点から移転価格リスクを把握します



移転価格分析



- ✓ 利益率レンジ
- ✓ 単年/複数年
- ✓ 中央値/平均値
- ✓ ベリー比
- ✓ 比較対象企業
- ✓ 検証対象企業
- ✓ 検証対象損益



□ 独立企業間利益率レンジ：

- ✓ フルレンジ/四分位レンジ（25%～75%）
/35%～75%/35%～65%
- ✓ 単年・複数年（加重平均）
- ✓ 中央値・平均値

□ ベリー比：

- ✓ 適用要件

□ 比較対象企業：

国内企業/国外企業



認められていないレンジや値を用いた分析となっている場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ フルレンジ、四分位レンジの使用が認められていない場合においては移転価格課税リスクが生じる
例）インドネシア、ベトナム、インド
- ✓ 3年の加重平均によるレンジが認められていない場合においては移転価格課税リスクが生じる
例）マレーシア
- ✓ レンジの中央値や平均値を上回っていない場合においては移転価格課税リスクが生じる
例）カナダ、マレーシア、中国



ベリー比が適用されている場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ ベリー比が認められていない、または適用要件を満たしていない場合は移転価格課税リスクが生じる
例）台湾、シンガポール



国内企業が比較対象企業として選定されていない場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ 外国企業が比較対象企業として選定されている場合においては移転価格課税リスクが生じる
例）ベトナム、タイ

移転価格リスクの抽出：所在国別論点 - 移転価格分析（２）

所在国特有の移転価格分析における論点から移転価格リスクを把握します



移転価格分析



- ✓ 利益率レンジ
- ✓ 単年/複数年
- ✓ 中央値/平均値
- ✓ ベリー比
- ✓ 比較対象企業
- ✓ 検証対象企業
- ✓ 検証対象損益



□ 検証対象企業：

- ✓ 自社
- ✓ 国外関連者



国外関連者が検証対象企業となっている場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ 自社ではなく取引相手である国外関連者側の損益が検証されている場合においては移転価格課税リスクが生じる
例）マレーシア、東南アジア諸国

□ 検証対象損益：

- ✓ 全社損益
- ✓ 切出損益



切出損益を用いた検証が実施されていない場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ 全社損益を検証対象損益とするTNMM分析が実施されている場合においては移転価格課税リスクが生じる
例）インドネシア、ベトナム、タイ、台湾

移転価格リスクの抽出：所在国別論点 - 価格調整金

所在国特有の価格調整金における論点から移転価格リスクを把握します



価格調整金



- ✓ アップワード調整
- ✓ ダウンワード調整



□ アップワード/ダウンワード調整：

- ✓ 価格調整金支払側
- ✓ 価格調整金受取側



期末の価格調整金の実施に当たっては両国で移転価格課税リスクあり

- ✓ 期末の価格調整金自体が認められていない場合においては移転価格課税リスクが生じる
例) オーストラリア、マレーシア、ベトナム
- ✓ 価格調整金実施に係るガイドラインに則らない運用においては移転価格課税リスクが生じる
例) 台湾、シンガポール
- ✓ 価格調整金の理由が不明確であったり事前の取決めがない場合においては国外関連者への寄附金とみなされるリスクがある
例) 日本
- ✓ 特にダウンワード調整における適用利益率レンジや値によっては移転価格課税リスクが生じる

移転価格リスクの抽出：所在国別論点 - その他

所在国特有のその他論点から移転価格リスクを把握します



その他



- ✓ 関連者
- ✓ 税務申告書付表
- ✓ 国内移転価格
- ✓ 移転価格ガイドライン
- ✓ Covid-19



□ 関連者（国内外）：

- ✓ 持株比率基準
- ✓ 実質支配基準



関連者として認識できていない場合は
移転価格課税リスクあり

- ✓ 持株比率基準において「50%以上」で判定している場合においては移転価格課税リスクが生じる可能性がある
例) ドイツ、ベトナム、台湾、インド
- ✓ 実質支配基準での判定を実施していない場合においては移転価格課税リスクが生じる可能性がある
例) オーストラリア、オランダ、イギリス、シンガポール、メキシコ

□ 税務申告書付表：

- ✓ 提出



付表の未作成・未提出の場合はペナルティーのリスクあり

- ✓ 税務申告書付表が作成・提出されていない場合はペナルティーが課されるリスクが生じる
例) タイ、ベトナム、シンガポール、フィリピン

移転価格リスクの抽出：所在国別論点 - その他

所在国特有のその他論点から移転価格リスクを把握します



その他



- ✓ 関連者
- ✓ 税務申告書付表
- ✓ 国内移転価格
- ✓ 移転価格ガイドライン
- ✓ Covid-19



□ 国内移転価格：

- ✓ 国内関連取引



国内関連者との取引を対象としていない場合は移転価格課税リスクあり

- ✓ 移転価格税制が国内関連取引も対象としているにもかかわらず対応できていない場合においては移転価格課税リスクが生じる場合がある
例) シンガポール、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア

□ 移転価格ガイドライン：

- ✓ 移転価格ガイドライン・ガイダンス（Covid-19含む）



各国の移転価格ガイドライン・ガイダンスに対応できていない場合は移転価格課税リスクあり

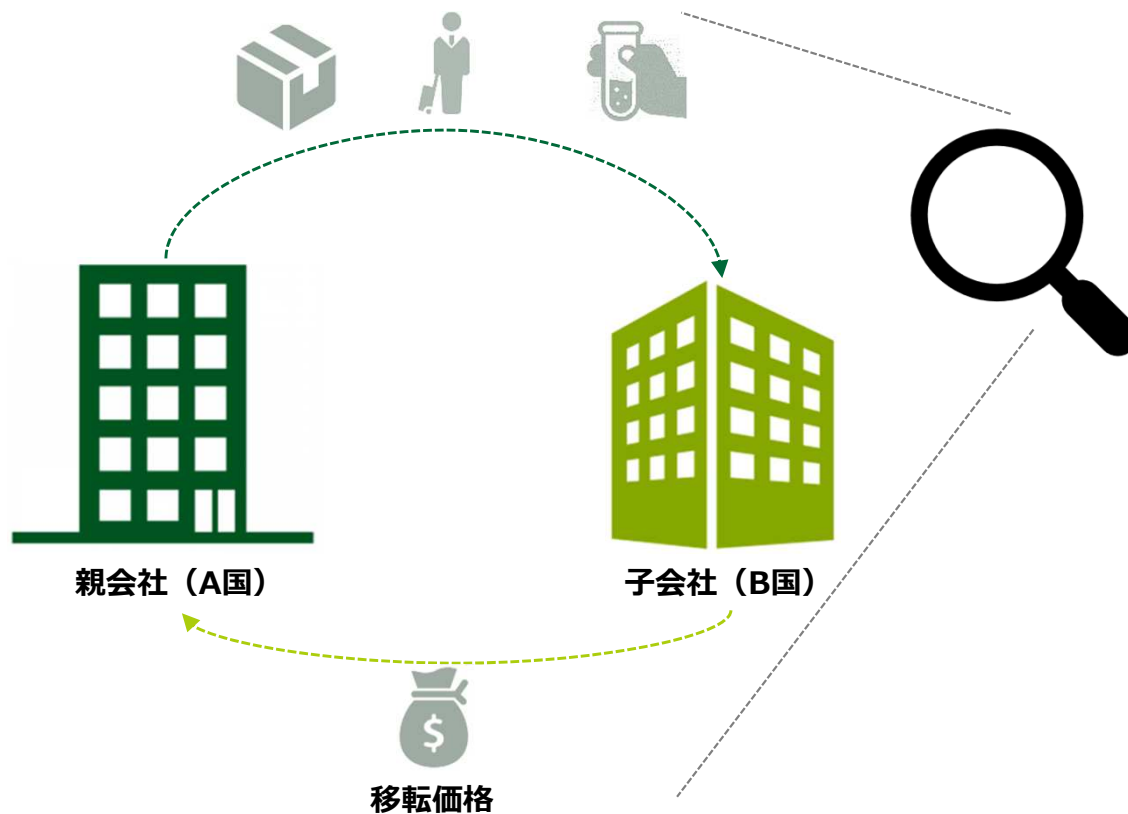
- ✓ 移転価格ガイドライン（ガイダンスを含む）に記載されている、データ・文書の論点、取引別論点以外のポイント（例：簡易文書化要件、低付加価値役務の取り扱い、文書・分析の更新頻度、価格調整方法など）がカバーされていない場合においては移転価格課税リスクが生じる場合がある
例) シンガポール、マレーシア

5. まとめ



まとめ

全ての要素を総合的に勘案して移転価格課税リスクを判定します



👁	データ・文書
👁	関連者間取引
👁	所在国

- ❑ PLや別表17(4)のみを用いたリスクアセスメントは簡易的なものであり、最終的には関連者間取引や所在国の論点も合わせて判断すべき！
- ❑ ローカルファイルで実績が検証されていない、若しくは検証されているがレンジから外れている（特にレンジの下限値を下回っている）場合は移転価格課税リスクに直結するため即対応が必要！
- ❑ 取引別論点も移転価格リスクに直結するため即対応が必要！
- ❑ 所在国別論点は馴染みがない上、国ごとに論点が異なるため、必要に応じて専門家に確認が必要！

免責事項

- 本資料記載内容の著作権はすべてフェアコンサルティンググループに帰属します。フェアコンサルティンググループに無断で転載、複製等を行うことはお控えください。また、セミナー説明内容や見解を、フェアコンサルティンググループの事前の承諾なくWebやSNS等に掲載する等の行為もお控えください。
- 本資料は、関連税法およびその他セミナー実施日において有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。フェアコンサルティンググループは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず専門家のアドバイスを受けて頂きますようよろしくお願い致します。また、本資料および講演中の発言における意見につきましては講演者の私見であり、フェアコンサルティンググループの公式見解ではありません。フェアコンサルティンググループの各法人は、本資料に依拠することによりWebinar参加者が被った損失について一切責任を負わないものとします。



www.faircongrp.tax

www.faircongrp.com

※本資料中の文章・画像等の内容の不正複製・複製等をご遠慮ください。

※Please avoid illegal copying / duplication etc. of contents of including documents, images etc. in this material.